

公益財団法人 福井県スポーツ協会

競技力向上対策委員会規程

(総 則)

第1条 公益財団法人 福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）に、専門委員会の一つとして、競技力向上対策委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、本県の競技スポーツの振興を目指し、国体を中心とした短期的および長期的な競技力向上、選手強化対策等について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

(組 織)

第3条 本委員会は、本会理事及び競技団体関係者、学識経験者の10名以内で組織する。

(役 員)

第4条 本委員会に、次の役員を置く

委員長 1名
副委員長 若干名

- 委員は、本会会長が理事会に諮って会長が委嘱する。
- 委員長は、会長が委員の中から委嘱し委員会を代表して会務を統轄する。
- 副委員長は、委員長が指名し委員長を補佐して、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。また、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 本委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本会会長、副会長、理事、事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

附則 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立登記の日
(平成24年4月1日)から施行する。

附則 平成30年4月1日一部改訂(第1条)

附則 平成31年4月1日一部改訂(第1条、第2条)